

「育児・介護休業法改正」 ～2022年4月から段階的に施行～

◆男性の育休制度◆

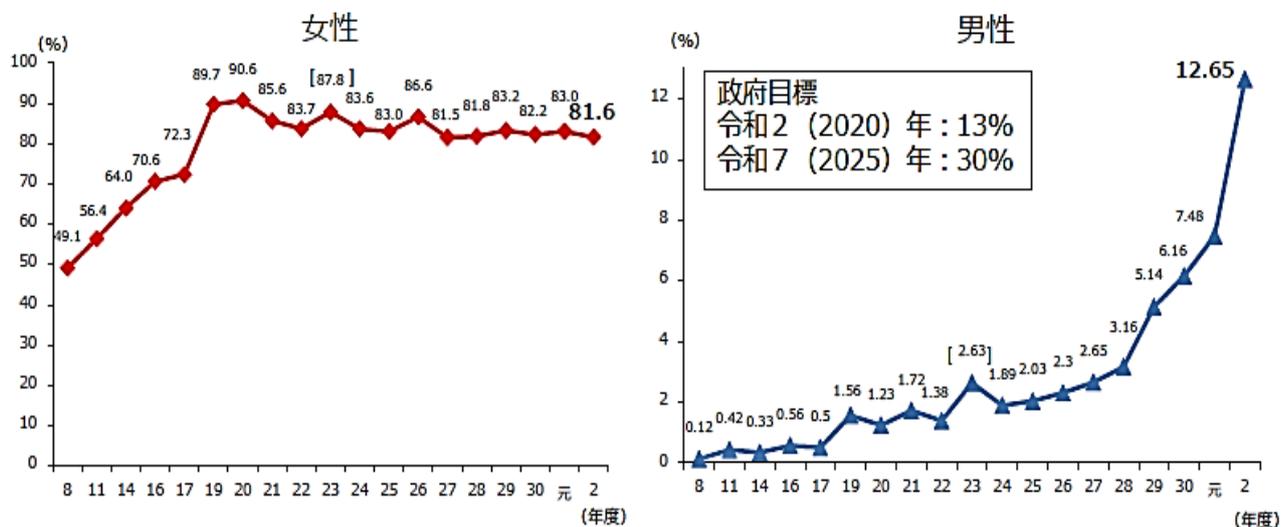
少子高齢化が進む中で、育児や介護をする人が仕事と家庭を両立できるよう支援する法律が「育児・介護休業法」です。そこに昨年「男性の育休取得に関する項目」が追加され、2022年4月1日から段階的に施行されることになりました。

厚生労働省が発表した令和2年雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は令和2年に12.65%と初めて1割を超え、過去最高を記録しています。前年の7.48%から2倍近くも上昇しているものの、政府の掲げる「令和2年までに13%」という目標には届きませんでした。【図1】

また、日本の男性が家事・育児をする時間は他の先進国と比べて最低水準となっており、そのことが子どもをもつことや妻の就業継続に対して悪影響を及ぼしています。

このため政府では、男性の育児休業取得率を2025年までに30%に上げることなどを目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に取り組んでいます。

【図1】：育児休業取得率の推移



出典：「育児・介護休業法の改正について」(厚生労働省)